

ANN ARBOR PUBLIC SCHOOLS
LEAD. CARE. INSPIRE.



2022-23 年



権利と責任 について

生徒・教職員・保護者用

目次

アナーバー公立学校 方針 5010 - 差別の撤廃	5
アナーバー公立学校 方針 5800 - いじめ・ネットいじめ禁止に関する方針	6
差別およびハラスメントの禁止行為	9
家族の教育権とプライバシー法	11
名簿情報	11
生徒記録の修正	12
成績変更の手順	12
権利と責任	14
生徒の表現の自由に関する学校区の考え方	17
隔離と拘束	18
法執行機関との関係	19
警察による事情聴取および取調べ	20
法執行機関への生徒の問題行為の報告	21
ロッカー捜索の手順	22
生徒のバックパックおよび所持品の捜索	22
「素行規範」と懲罰	24
他の学校区での過去の非行	26
懲罰レベル	27
必要な手続き	27
一般要件	27
懲罰レベル 1	27
非公式審問 (ヒアリング)	27
懲罰処分	28
懲罰レベル 2	29
非公式審問 (ヒアリング)	29

懲罰処分	30
懲罰レベル 3	30
非公式審問 (ヒアリング)	31
懲罰処分	31
正式審問 (ヒアリング)	31
懲罰レベル 4	32
非公式審問 (ヒアリング)	32
正式審問 (ヒアリング)	32
懲罰処分	33
懲罰レベル 5	33
非公式審問 (ヒアリング)	33
懲罰処分	33
教育委員会による審問 (ヒアリング)	34
復学	35
停学・退学に関する法	37
障害を持つ生徒の停学と退学	39
障害関与度判定会議 (MDR)	39
違法薬物・酒類	40
違法薬物・酒類規制違反の懲罰レベル	40
アナーバー公立学校方針 5500 – タバコのない環境	42
医薬品の使用	42
用語の定義	43

アナーバー学校区の生徒、保護者、コミュニティメンバーの皆様

アナーバー公立学校は、地域の皆様の並々な努力とご支援に感謝するとともに、皆様が日々私どもを信頼して学校に足を運び、バーチャルな会議や学習の機会に参加し、活動やプログラムに参加しておられることに感謝申し上げます。私共がこの新しい環境において生徒たちに期待することは、これまでと変わりません。そのように期待するのは、皆が礼儀を重んじ、互に尊敬し合い、責任ある学校コミュニティの一員であるために必要なことを行うという原則に基づいています。私たちは生徒が教育を受け教職員が教育を行う教育環境を、混乱や妨害なしに提供することに全力を注いでいます。生徒、保護者、その他コミュニティのメンバーの皆様、この取り組みに参加していただけるよう宜しくお願い申し上げます。

保護者にできること

アナーバー公立学校と保護者の間の強力なパートナーシップは、生徒の学力向上と幸福のために不可欠です。保護者懇談会、校長との懇談会、保護者組織の行事、オープンハウス、課外活動等の学校関連の活動に参加して教職員と知り合いになっていただくようお願いします。保護者、管理者、教師が緊密に連絡を取り合うことで、生徒たちが成功するよう協力することができます。

アナーバー公立学校 方針 5010 - 差別の撤廃

いかなる生徒も、人種、肌の色、性別、宗教、信条、政治的信念、年齢、出身国、移民上の分類、言語の違い、性的指向、性役割、性同一性、性別表現、社会経済的状况、身長、体重、婚姻・家族状況、障害、退役軍人か否かに基づいて、学校で提供されるいかなる教育プログラムまたは活動への参加からも排除されたり、その恩恵を受けられなかったり、差別を受けることがあってはなりません。この差別禁止方針に関する問い合わせは、教育長またはその代理人にお寄せください。

アナーバー公立学校 方針 5800 - いじめ・ネットいじめ禁止に関する方針

アナーバー公立学校教育委員会は、生徒が学習し高い学力水準を達成するためには、学校コミュニティ内の安全で礼儀を重んじる環境が必要であると考えます。当学校区では、いじめ・ネットいじめは、他の破壊的または暴力的な行動と同様、安全な環境下で生徒が学び学校が生徒を教育することを妨げる行為であると見なします。このポリシーは次項に定義されているように、「学校での」いじめ・ネットいじめを禁止しているばかりでなく、校外であっても生徒の校内学習環境を実質的または大幅に混乱させる可能性のある行為は禁止しています。この方針はその内容や動機にかかわらず、すべての生徒をいじめ・ネットいじめから守ることを目的としています。

本ポリシーは内容や動機となる悪意の如何にかかわらず、いかなる形でも生徒に対するいじめ・ネットいじめを禁止します。また、いじめ・ネットいじめの対象者、目撃者、いじめ・ネットいじめの行為について信頼できる情報を持つ者に対する報復や虚偽の告発も禁止します。

教育長は本方針を確実に実施し、環境変化に対応する継続的な戦略を策定し、それを毎年、学校区の全教職員と共有するものとします。

教育委員会はいじめの被害者・加害者双方の保護者に通知することを定めた管理手続きの実施を教育長に委任します。

用語の定義

「学校で」とは、教室や学校敷地内のその他の場所、スクールバス等の学校関連の車両において、および学校が主催する活動やイベントにおいて（学校敷地内で行われるか否かを問いません）、という意味です。その活動やイベントが「学校で」と言うとき、学校区が所有するネット通信機器や学校区が契約したネットサービスプロバイダーの敷地外での使用も含みます。「いじめ」とは、以下のいずれかを行うことにより、直接または間接に1人または複数の生徒に危害を加えることを意図した、または意図しなくても常識的に危害が加わると分かる、書面・口頭ならびに身体的行為、および電子的コミュニケーションを意味します。

- 一人または複数の生徒の教育機会、利益、プログラムを重大に妨害すること
- 生徒に身の危険を感じさせたり多大な精神的苦痛を与えることにより、学校区や公立学校の教育プログラムや活動に参加してそこから恩恵を受ける可能性に悪影響を与えること
- 生徒の身体的または精神的な健康に実際的な悪影響を与えること
- 学校の秩序ある運営を大幅に乱したり妨げたりすること

「ネットいじめ」とは、以下のいずれかを行うことにより、直接的または間接的に1人または複数の生徒に危害

を加えることを意図した、または意図しなくても常識的に危害が加わると分かる、電子コミュニケーションを意味します。

- 一人または複数の生徒の教育機会、利益、プログラムを重大に妨害すること
- 生徒に身の危険を感じさせたり多大な精神的苦痛を与えることにより、学校区や公立学校の教育プログラムや活動に参加してそこから恩恵を受ける可能性に悪影響を与えること
- 生徒の身体的または精神的な健康に实际的な悪影響を与えること
- 学校の秩序ある運営を大幅に乱したり妨げたりすること

学校側の責任者

各学校の校長は、赴任した学校でこの方針を実施する主たる責任を負います。

報告

自分がいじめやネットいじめ、報復の被害に遭った、あるいは現在遭っていると思う生徒は、その状況を直ちに学校長に報告すること。また生徒は、校長への連絡役の教師やカウンセラーに報告しても構いません。

調査について

いじめ・ネットいじめ行為に関する報告またはその他の苦情でも、本方針に違反すると思われるものはすべて速やかに調査されるものとします。教育委員会は、いじめの報告またはそれに関連する苦情を迅速に調査する手順を策定し実施する責任を教育長に委ねます。本ポリシーに違反する報告を受けた校長ないし教頭はそれに従わなければなりません。

調査の結果、いじめ・ネットいじめ行為またはその他の禁止行為があったと結論づけられた場合は、退学処分を含む迅速かつ適切な懲罰処分が行われます。また、個人が警察に照会される場合もあります。

申立人には調査結果と必要に応じて是正措置が取られたことが通知されるものとします。

いじめ・ネットいじめ行為を報告した者は、法律で認められている範囲でその秘密が守られます。いじめ・ネットいじめの苦情を調査する個人は、法律に定められた範囲で秘密を保持するプロトコルに従わなければなりません。

記録の保存

教育委員会は、禁止違反の報告をすべて文書化する手順の策定を教育長に一任します。

検証されたいじめ・ネットいじめの事例と懲罰や他機関への照会を含む処遇は少なくとも年に一度、教育委員会に報告しなければなりません。

この方針と関連情報は「権利と責任ハンドブック」、「教育委員会方針集」、ウェブサイト上の参照資料として、またその他のメディアを通じて、毎年公表し流布されます。

ミシガン州教育省 (MDE) への報告

教育長または代理人は、学校インフラストラクチャー・データベース (SID) の年度末の提出を通じて、いじめやネットいじめの事例を毎年 MDE に報告するものとします。

差別およびハラスメントの禁止行為

差別とハラスメントは、安全な環境下で生徒が学び学校が生徒を教育する可能性を阻害する行為です。

用語の定義

本冊子における「差別」とは、多少なりとも生徒の人種、肌の色、性別、宗教、信条、政治的信条、年齢、出身国、移民法上の分類、言語および言語的差異、性的指向、性役割、性同一性、性別表現、社会経済的地位、身長、体重、婚姻・家族状況、障害、退役軍人か否か、を根拠にした言動を意味します。救済の対象となるためには、その言動が以下のように深刻または広範であると認められなければなりません。

- 生徒が教育プログラムや活動から恩恵を受ける可能性を損なう
- 脅迫的、威嚇的、敵対的な教育環境を作り出す
- 生徒の学業を大幅にまたは不当に妨害することになる
- その他、生徒の教育機会に悪影響を及ぼす

この冊子における「ハラスメント」とは、脅迫的、有害、または屈辱的な言葉や書面による記述、その他の行為で、その程度、及ぶ範囲、持続度が以下の結果をもたらすほど甚だしいもののことを言います。

- 生徒が教育プログラムや活動から恩恵を受ける可能性を損なう
- 脅迫的、威嚇的、敵対的な教育環境を作り出す
- 生徒の学業を大幅にまたは不当に妨害することになる
- その他、生徒の教育機会に悪影響を及ぼす

「セクシャルハラスメント」とは、迷惑な性的誘いかけ、性的な好意の要求、性的動機による身体的接触、またはその他の口頭または身体的な行為やコミュニケーションを指し、学校の敷地内や学校が主催または関連するイベントや活動において、生徒の教育を大幅にないし不当に妨害したり、脅迫的、敵対的、または攻撃的な教育的・社会的環境を作り出す目的ないし効果を持つものを言います。

セクシャルハラスメントには以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。

- 言葉による嫌がらせや虐待
- それとない圧力をかけて性的行為を要求する
- 不適切に体の一部をポンと叩く、つねる
- 意図的に自分の体の一部を相手と接触させる
- 性的な動機から相手が望まないのに体に触れる
- 卑猥なジェスチャー

- 文字や絵による嫌がらせや虐待

生徒は、セクシャルハラスメントも含み、差別やハラスメントを行ってはなりません。

差別やハラスメントの被害に遭ったと思う生徒は、学校区が定めた手続きに則って苦情の解決を求めることができます。教育委員会は、以下の職員を性的差別の申し立てに関する学校区のタイトル IX コーディネーターとして指名しました。これらの人たちはハラスメントに関するすべての生徒の申し立てを扱う責任者であるコンプライアンス・オフィサーとしての役割も担っています。

高校生 (9～12 年生) とアスレチックプログラム 小中学校生 (未就園児～ 5 年生)
の生徒

ジャズ・パークス / Jazz Parks
副教育長、スクールリーダーシップ
(734) 994-2200
parks@aaps.k12.mi.us

マット・ヒルトン / Matt Hilton
小学校担当エグゼクティブ・ディレクタ
(734) 994-2200
hiltonm@aaps.k12.mi.us

小中学校生 (未就園児～ 5 年生)、K-8 校生
(幼稚園～8 年生)、中学生 (6～8 年生)

ジャズ・パークス / Jazz Parks
副教育長、スクールリーダーシップ
(734) 994-2200
parks@aaps.k12.mi.us

小中学校生 (幼稚園～8 年生)、中学校生 (6～8 年生)

Dr. ロバータ・ヘイワード / Dr. Roberta Heyward
K-8 および中等教育エグゼクティブ・ディレクタ
(734) 994-2200
heywardr@aaps.k12.mi.us

家族の教育権とプライバシー法

連邦法である「家族の教育権およびプライバシー法」(FERPA: Family Educational Rights and Privacy Act) により、アナーバー公立学校は特定の例外を除き、生徒の教育記録から個人を特定できる情報を開示する前に、保護者から書面による同意を得ることが義務付けられています。ただし、アナーバー公立学校区は保護者が学校区の手続きに従って反対の意思表示をした場合を除き、用途を適切に限定した「名簿 (ディレクトリ) 情報」を書面による同意なしに開示することができます。

名簿情報

教育委員会は毎年、個人特定が可能な生徒に関する情報を「名簿情報」に指定する権限を有しています。

教育委員会は現在、以下の内容を名簿情報として指定しています。

生徒の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、写真、生年月日と出生地、専攻分野、出席日数、学年、公式に認められた活動やスポーツへの参加状況、スポーツチームのメンバーの身長・体重、取得した学位、優等生表彰、賞、直近に通った学校または教育機関。

名簿情報の主な目的は、アナーバー公立学校がこの種の情報を特定の学校出版物に掲載できるようにすることです。例えば、

- 演劇作品中の生徒の配役を示す上演広告
- イヤーブック (卒業アルバム)
- 栄誉賞 (優等生名簿) やその他の表彰リスト
- 卒業式のプログラム
- レスリング等でチームメンバーの身長・体重が記載されたスポーツ活動シート

通常公開してもプライバシーの侵害にはならないとされている名簿情報は、保護者の書面による事前の同意なしに外部団体に開示することができます。外部団体にはクラスリング製造会社、イヤーブック発行会社等が含まれます。さらに 2 つの連邦法により学校区は要請に応じて軍隊勧誘員に氏名・住所・電話番号の 3 種の名簿情報を提供することが義務付けられています。

各学校では毎年、保護者が書面で同意しなければ名簿情報を公開できないようにする書式を提供しています。保護者は各学年度の 9 月 30 日までに書面で学校に通知しなければ、要求が来たときに生徒の名簿情報が公開されることになります。

生徒記録の修正

1. 生徒の教育記録に不正確な内容（情報）や誤解を招くような内容、または生徒のプライバシー等の権利を侵害する内容が含まれると考える保護者ないし 18 歳以上の成人生徒は、学校区に記録の修正を求めることができます。そのような要求はすべて学校長に提出してください。
2. 校長はそれを教育長またはその被指名者と協議し、要請を受けてから 10 授業日以内に要請通り記録を修正するかどうかを決定するものとします。
3. 協議の結果、記録の修正が否決された場合、保護者または成人生徒にその決定を伝えるとともに、修正要請に関して聴聞会の開催を要求する権利があることも通知するものとします。
4. 聴聞会が要請された場合、学校区は要請を受けてから 10 授業日以内に聴聞会を開催します。保護者または成人生徒には、聴聞会の日時と場所が十分に前もって通知されます。保護者または成人生徒は自費で、弁護士を含む任意の人物に聴聞会で援助を受けたり代理人として出席してもらうことができます。
5. 学校区は聴聞会終了後 5 授業日以内に書面で決定を下します。下された決定に従い、以下の処置がとられます。
 - a. 聴聞会の後、情報内容が不正確、誤解を招く、または生徒の権利を侵害していると学校区が判断した場合、学校区は記録を修正し、保護者または成人生徒に書面で通知します。
 - b. 聴聞会の後、情報内容が不正確ではなく、誤解を招くようなものでもなく、また生徒の権利を侵害するものでもないとして学校区が決定した場合、学校区はその決定を保護者または成人生徒に通知します。同時に学校区は、保護者または成人生徒が争点となった内容についてコメントした声明文、学校区の決定に同意しない理由を述べた声明文、あるいはその両方を、生徒の教育記録に添付する権利があることを通知します。保護者または成人生徒がこのような声明文を提出した場合、学校区は生徒の教育記録が維持される限りその声明文と一緒に保管します。声明文は、学校区がその声明の該当する記録部分を開示する際は常に開示されます。

成績変更の手順

生徒・保護者の方が、成績が誤って入力されたと思う場合、まず、その成績をつけた教師に問題を提起してください。満足のいく結果が得られない場合は、生徒・保護者は校長に問題を提起し、成績が間違っていると考え理由を説明することができます。それでも満足のいく解決が得られない場合は、学校区レベルの成績異議申立委員会（グレード・アピール・パネル）に問題を委ねることができます。

成績異議申立委員会はクラス関連または最終的な成績に関連する問題を審議するもので、アナーバー公立学区学務副教育長 (Ann Arbor Public Schools Assistant Superintendent for Teaching & Learning, 2555 S. State Street, Ann Arbor, MI 48104) に書面で要請することで招集されます。成績異議申立委員会は学校管理者 1 名、教師 1 名、教育委員会評議員 2 名で構成され、生徒の学年によって高校事務局長 (9-12 校生)、中学事務局長 (K-8 校生、6-8 校生)、または初等教育事務局長 (PreK-5 校生) が議長を務めるものとします。 パネルの決定は最終的なものです。

注：個々の課題や宿題の評点に関する意見の不一致は学校長の管轄となり、その決定が最終となります。

権利と責任

学校コミュニティの一員として、生徒、保護者、教職員は多くの権利を持つと同時に一定の義務と責任も負っています。これらの権利と責任には次のようなものがあります。

権利について

生徒には以下の権利があります。

- 偏見、差別、言葉や身体的な脅しや虐待がなく、公平で中立的な、学習に適した雰囲気の中で学習する
- 校則は首尾一貫して公平で合理的な方法で施行されると期待する
- 教育上の問題について教職員と話し合い、支援を受ける
- この「権利と責任」の冊子のコピーを受け取る
- 非行があった場合には、差別のない公正な懲罰を受ける
- 法律に基づき、自分の指導要録にアクセスする
- 学習のためにコンピューターやその他の機器を使用する

保護者には以下の権利があります。

- 生徒の成績と出席状況に関する正式な報告を受け取る
- 教師、カウンセラー、校長との面談を要求し、許可される
- 生徒の成績や懲戒処分について、教師から説明を受ける
- 生徒が成年に達するか、被扶養者でなくなるか、いずれか遅い方まで、生徒に関するすべての学校記録にアクセスする

学校教職員には以下の権利があります。

- 学習と教育に前向きな雰囲気の中で働く
- 教育委員会の方針および組合とアナーバー公立学校との間で結ばれた協定に謳われている通り、生徒指導を行う際にサポートを受ける
- 言葉や身体的な脅しや虐待のない雰囲気の中で教育し職務を行う
- 教職員と生徒が規則を遵守することを期待する
- 教室や学校における騒動に関する会議や公聴会に必要な応じて出席する
- アナーバー公立学校の方針、労働協約、およびミシガン州法に明記されている権利を得る

責任について

生徒には以下の責任があります。

- 日々定時に登校し、適切な教材を持参し、授業に参加する準備ができていて、課題をこなす
- 学業に勤しむ
- 他の生徒、保護者、教職員、訪問者、ゲスト、学校近隣の人々の権利、感情、財産を尊重する
- 学校区の身だしなみや服装の基準に従う
- 校内、学校敷地内、スクールバス、バス停、学校関連活動の場で行儀よく振る舞う
- 理由を伴う欠席や停学により発生する補習を受ける
- 学校区および各学校で採用されている行動規則に従う
- この冊子を読み、質問をして、書かれている内容を理解する
- 各生徒が署名した学校区の「コンピュータ環境利用同意書」に定義された適切な方法でコンピュータを使用する

保護者には次の責任があります。

- 教職員と協力して生徒の学習を向上させるのに適切なアイデアを共有し、生徒の生活指導上の問題を防ぎ解決する
- 生徒が健康で、身体的・精神的に安定であるよう管理し、生徒が時間通りに日々出席する責任を負う
- 生徒が遅刻・欠席したり、提出物が遅れる場合、学校側に速やかに連絡し説明する
- ミシガン州全体に適用される「学校安全法 (セーフスクール法)」を生徒と一緒に確認し、話し合う
- 生徒が学校や学校区の規則を遵守するように促す
- 生徒の学校外でのインターネットやソーシャル・ネットワーキングの使い方を監視する

学校教職員には以下の責任があります。

- 生徒の行動や成績に関する教室での期待事項を文書化し、伝え、実行する
- 保護者と協力して生活指導上の問題を防ぐ
- 生徒の進歩、行動、出席状況を保護者に知らせる
- 必要に応じて生徒に他の教職員やプログラムを紹介する
- 正確な生徒の記録を維持する
- 職務規定、学校区の方針・規則、学校の諸手続きに基づき、校舎内や学校敷地内で生徒を監督する

- 生徒、保護者、教職員の秘密を守り尊重する
- 生徒の健康、安全、福祉を守る
- 州法に基づいて懲罰行為を記録する

生徒の表現の自由に関する学校区の考え方

生徒の言論は、米国憲法修正第 1 条によって保護されています。生徒は、学校敷地内で社会的、政治的、宗教的に重要な事柄について率直に自己表現する権利があります。ただし、学習や学校活動の秩序を乱したり妨げたりするような方法で、あるいは学校区の基本的な教育的使命と矛盾するような方法で表現してはなりません。教員と事務局は、学校の集会、学校新聞、学校演劇、その他学校が主催する活動等において秩序の混乱や妨害が懸念される場合、生徒の言葉使いや内容を編集することができます。

隔離と拘束

アナーバー公立学校は、「段階的な支援」の原則を全面的に採用し、証拠重視による早期解決・危機回避を通してすべての生徒と教職員のケア、福祉、安全・安心を念頭に置いた対処に努めます。生徒を隔離し拘束するのはあくまで緊急時の最終手段であり、十分なトレーニングを受けたスタッフによる徹底的な評価、監視、文書化、報告の手順が踏まれます。隔離や拘束を行う場合は、法律にもとづき州教育委員会が定めた基準、および教育長による指導が遵守されるものとします。

法執行機関との関係

アナーバー公立学校区、アナーバー市警、ピッツフィールド・タウンシップ公安部

生徒と教職員の安全を確保するために協力する公安機関

アナーバー公立学校区は、アナーバー市警 (AAPD) とピッツフィールド・タウンシップのパブリック・セーフティ (公安部) と緊密に連携しています。警察と協力することで、学校の安全が確保され、緊急対応、防犯教育、犯罪防止が確実に行われるようになります。

学校で緊急対応が必要なとき、誰が手配するのですか？

緊急事態への初期対応は、通例通り校舎の管理者が責任を持って行います。緊急事態が発生した場合は、AAPD に 911 番通報をします。警察は通常の方法で対応します。必要に応じて校舎管理者は AAPD と連携して追加の応援を頼むこともできます。

各校舎では、誰が防犯教育や早期介入情報発信の責任者となりますか？

防犯教育は、建物の管理者と警察署長またはその代理人との間で調整されます。これらのサービスはピッツフィールド・タウンシップのパブリック・セーフティ (公安部) と連携して提供されます。

問題が大きくなるのを防ぐために、生徒への早期介入は誰が担当するのですか？

学校区のカウンセラー、ソーシャルワーカー、心理学者が生徒に関する早期介入を担当します。

AAPS と少年裁判所との間の連絡役、および親権争議は誰が担当しますか？

学校区には現在、少年裁判所と学校区との間の連絡役を務める不登校担当者がいます。親権争議は校舎の管理者が警察署と協力して処理します。

個人保護命令 (注: 2m 以内に近づいてはならない等の裁判所による命令) や、校内で発生する精神衛生上の問題、刑事告訴に関わる教職員や生徒については誰が担当するのですか？

校舎の管理者が警察署と協力して個人保護命令、刑事告訴などの事項に対処します。

教職員、保護者、生徒からの虐待の申し立ては誰が調査するのですか？

児童虐待やネグレクトの疑いがある場合は、児童保護サービス (CPS) に報告され、調査されます。

生徒が電子機器などの備品を紛失した場合はどうなりますか？

学校内で備品を紛失した場合、生徒は遺失物保管所と総務部を確認してください。すべての電子機器 (携帯電話、iPod など) に追跡アプリを入れておくことを勧めます。これにより紛失した電子機器が見つかる可能性が大幅に高まります。保護者の方は盗難にあったと思われる場合、アナーバー警察署に紛失届を提出するこ

とができます。アナーバー公立学校区は校内、学校敷地内、スクールバス内、学校区内で行われる課外イベントや活動における紛失や盗難については責任を負いません。

警察による事情聴取および取調べ

人命や学校施設に差し迫った危険がない場合、アナーバー市警 (AAPD) またはピッツフィールド・タウンシップ公安部の学校区内施設を担当する警察官が、生徒の事情聴取・尋問のため、まず校舎の管理者または代理人に連絡を取ります。

事情聴取とは、犯罪を犯したとは合理的に疑いにくい犯罪の目撃者または被害者に質問することです。

取調べとは、犯罪を犯したと合理的に疑われる人物に逮捕の前ないし後に質問をすることです。

すべての事情聴取および取調べは、適用される法律規定、憲法上の保護、および本冊子に含まれるその他のガイドラインに従って行われます。

生徒が犯罪捜査に役立つ情報を提供するためと称してアナーバー市警の警察官に連絡した場合、警察は以下のガイドラインに従います。

- 警察官は疑惑の犯罪行為について生徒が知っている内容を確認するために事情聴取を行うことが許されている
- 聴取の最中に生徒が話を続けたくない、あるいはそれ以上情報を提供したくないと意思表示した場合、事情聴取は直ちに中止しなければならない
- 事情聴取が取調べに変更された場合、警察官はその旨を生徒に通知し、事情聴取から取調べに変更されたことの意味を生徒に説明する責任がある。警察官はまた学校区の職員の立ち合いが必要であることを校舎の管理者に通知しなければならない

アナーバー市警が事情聴取を行う目的で生徒に連絡する場合 (学校区の要請による場合を含む)、以下のガイドラインに従って行います。

- AAPD は事情聴取の前に、生徒に事情聴取に応じず通常の授業や学校活動に戻る権利が法律で規定されていることを伝える
- 生徒が警察の事情聴取を受ける際には、学校区の職員が立ち会うことができる
- 生徒の事情聴取に立ち会うすべてのアナーバー市警・学校区職員は、聴取開始時に名前と役職を名乗り、アナーバー市警・学校区職員を立ち会わせる目的を述べなければならない
- 生徒が弁護士や保護者の同席を希望する場合、学校区は事情聴取に先立ってその旨を保護者に通知する最善の努力を払う

- また生徒が特定の弁護士を希望した場合、学校区は生徒に代わってその弁護士に直接連絡を取るよう努めることを生徒に伝える。学校区はこれらすべての行為の記録として、かけた電話の日時、相手の名前、電話番号等をすべて文書に残すこととする
- アナーバー市警は生徒がいつでも事情聴取を打ち切ることができることを生徒に伝えなければならない。事情聴取のいかなる時点においても、生徒が話を続けたくない、それ以上情報を提供したくないといった態度を示した場合、直ちに聴取を中止しなければならない。
- 児童保護サービス（CPS）と連携して事情聴取が行われる場合、保護者への通知については CPS が決定する。CPS の指示や許可なしに学校区の教職員が保護者に連絡することは、CPS の手続きの妨げになるものと見なされる。
- 生徒にこれら手続きを理解するのを妨げる障害がある、あるいは英語を理解することが困難であると考えられる理由がある場合、アナーバー市警は事情聴取を行う判断を下す前に学校区の職員、弁護士または生徒の保護者と相談の上、認められる障害に対して融通措置を施し、通訳または翻訳者を用意しなければならない。

法執行機関への生徒の問題行為の報告

学校区は、生徒の特定の問題行為を地元の法執行機関に報告することが法的に義務付けられています。問題行為には次のようなものがあります。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| • 暴行 | • 爆発物の使用 |
| • ギャング行為 | • 放火 |
| • 不法所持 | • 強盗・ゆすり |
| • 不法侵入 | • 生徒の無断連れ去り |
| • 器物破損 -- 1,000 ドル超の物損 | • 自殺するとの脅迫・自殺未遂 |
| • 性犯罪 | • 自殺 |
| • 人質を取る | • 窃盗 |
| • 校内への武器の持ち込み・使用 | • 違法薬物の使用、過量摂取 |
| • 殺人 | • 未成年者のアルコール所持 |
| • 走行中の車からの発砲 | • 未成年者のたばこ所持 |
| • 爆弾予告 | • バス事件・事故 |

ロッカー搜索の手順

ロッカーは学校区の備品です。生徒と教職員の安全と安心を確保するために、事前の許可なしに校舎の管理者が生徒のロッカーやその中身を搜索することがあります。

生徒は身体のプライバシーを守る権利と、私物の不合理な搜索や押収を受けない権利を持っています。しかし反面、学校側には校内の秩序と規律を維持し、生徒の健康・安全・幸福を守るという責任があります。緊急の場合を除き、学校長またはその代理人はロッカー搜索の間、他の大人が立ち会うよう図ります。

学校長またはその代理人は、義務ではありませんが、ロッカー搜索を実施する過程で警察官または警察犬の支援を要請することができます。学校長またはその代理人は、搜索中に発見された物品が違法でなく学校の方針や規則にも違反していない場合、生徒のプライバシーを尊重しなければならないものとします。

生徒のバックパックおよび所持品の搜索

バックパックや車を含む生徒の所持品の搜索は、生徒が校内・学校の敷地内にいるとき、スクールバスに乗っているとき、または学校が主催する活動やイベントに参加しているときにいつでも行うことができます。ただし、生徒が法律や校則に違反しているという合理的な疑いがなければなりません。

合理的な疑いとは、捜査を開始する人物が客観的な事実に基づいて犯罪行為または学校区の方針・校則に対する違反を顕示し得るという疑いを持つことを意味します。合理的な疑いとは、単なる勘や推測以上のものを言います。放置されたバックパックや生徒の所持品は搜索の対象となります。

また、他者の健康と安全を守り、学校の秩序と規律を維持するためにも搜索が行われることがあります。すべて搜索は生徒の同意の有無にかかわらず行うことができます。学校関係者や警察官が公立学校の敷地内、スクールバス、学校主催の活動やイベントで生徒の所持品を搜索する場合、以下の二項目が満たされなければ正当とはなりません。

- **搜索の開始が正当である** - 搜索を開始することが正当でなければならない。即ち、搜索すれば犯罪ないし教育委員会方針違反、校則違反の証拠が見つかるだろうという合理的な疑いがなければならない。
- **合理的な範囲** - 搜索は当初の疑いを正当化した事情と合理的に見合う範囲で行われなければならない。即ち、採った手段が搜索の目的と合理的に釣り合い、違反の種類、生徒の年齢、性別に鑑みて過度に侵害的でない場合のみ搜索は適切である。

状況によっては同じ基準に従って生徒の携帯電話の搜索が行われることもあります。

生徒の身体ないし所持品（財布、本袋、バックパック、スポーツバッグ等）は、学校関係者が生徒が違法品・不許可品を所持しているとの合理的な疑いを持った場合、いつでも搜索されることがあります。違法品・禁制品は、適切な法的機関に引き渡されて最終処分されます。学校関係者は、没収された物品を生徒に直接返却しない権利を有します。搜索の過程で、違法ではない品および教育委員会方針にも学則にも違反していない品については、生徒のプライバシーが尊重されます。

「素行規範」と懲罰

この「素行規範」が適用されるのは、学校の敷地内にいる生徒、学校で授業に出席している生徒、アナーバー公立学校が提供するリモート授業や学習機会に参加している生徒、学校主催の活動に参加している生徒、また時と場所に関わらず学校の秩序・規律を維持し生徒・教職員の安全ならびに幸福を維持する上で直接的・即時的に影響する行動をとる生徒です。規範に違反した際の結果と制裁は累積的に考慮されます。各懲罰レベルには、前のレベルの懲罰や制裁が含まれます。例えば喧嘩で懲罰処分を受けた生徒が学年度中にその違反を度々繰り返した場合、結果として科される懲罰レベルは、複数回の違反を反映したものとなります。管理者は生徒の年齢、過去の規範違反、障害のある生徒かどうか、違反や問題行動の重大性、違反や問題行動が生徒や教職員の安全を脅かしたかどうか、等の要因を考慮して適用される懲罰レベルを決定する権利を有します。

様々なタイプの生徒の不正行為を以下に示します。このリストはすべてを網羅することを意図したものではなく、例に過ぎません。ここに記載されていない不正行為を行っても懲罰の対象となる場合があります。

I. 出席および時間厳守

	懲罰レベル				
	1	2	3	4	5
A. 無断欠席	*				
B. 徘徊	*	*			
C. 不法侵入	*	*	*	*	
D. 欠席および遅刻	*				

II. 適切な学習環境

	懲罰レベル				
	1	2	3	4	5
A. 不従順・公然たる反抗・故意の不服従	*	*			
B. 猥褻・卑猥な言葉とジェスチャー	*	*			
C. 学業上の不正行為 (カンニング・盗作、共謀を含む)	*	*			
D. 学校職員への妨害行為	*	*	*		
E. 不適切な服装	*				
F. 破壊的な行為	*	*			
G. 偽造行為	*	*			
H. ロッカー等への不適切な内容や画像の掲示 (デジタルを除く)		*	*		
I. ギャンブル	*	*			
J. 扇動と挑発	*	*			

III. 違法ドラッグ、アルコール		懲罰レベル				
		1	2	3	4	5
A.	電子タバコ(VAPE)を含むタバコ製品および喫煙用具の使用 ないし所持	*	*			
B.	アルコールおよび違法・無許可の医薬品、吸入剤、薬物、 薬物用器具、麻薬などの使用および所持	*	*	*	*	
C.	アルコールおよび違法・無許可の医薬品、吸入剤、薬物、 薬物用器具、麻薬などの販売や流通		*	*	*	*
IV. デジタル備品		懲罰レベル				
		1	2	3	4	5
A.	パスワードの不適切な使用	*	*	*		
B.	ファイルへの不正なアクセス	*	*	*	*	*
C.	インターネット (Web)、電子メール、テキスト、 ソーシャルネットワークの不適切な利用	*	*	*	*	*
D.	ソフトウェアの不適切なないし違法な使用	*	*	*		
E.	学校区のデジタル備品の無許可かつ不適切な使用	*	*	*	*	*
F.	プライバシーの侵害		*	*	*	*
V. 備品の保護		懲罰レベル				
		1	2	3	4	5
A.	窃盗					
	小学校	*	*	*		
	中学・高校	*	*	*	*	
B.	盗品の所持					
	小学校	*	*	*		
	中学・高校	*	*	*	*	
C.	器物破損・意図的破壊	*	*	*	*	*
D.	意図的な備品の悪用	*	*			
E.	虚偽の火災警報		*	*	*	
F.	空き巣		*	*	*	

VI. 身体的安全および精神的幸福の保護

	懲罰レベル				
	1	2	3	4	5
A. 危険な武器の所持					*
B. その他の武器の所持		*	*	*	*
C. 爆竹または爆発物の所持、使用		*	*	*	*
D. 武器や危険な道具を使った脅迫	*	*	*	*	*
E. 武器の使用			*	*	*
F. 合法的な道具を武器として脅迫または使用	*	*	*	*	*
G. 身体的な攻撃	*	*	*		
H. 喧嘩					
小学校	*	*	*		
中学・高校	*	*	*		
I. 暴行		*	*	*	*
J. 性犯罪					*
K. 合意の上での性的非行	*	*	*	*	
L. 望まないいし迷惑な性的身体接触	*	*	*	*	*
M. ゆすり、恐喝			*	*	
N. いじめ・ネットいじめに関する方針違反	*	*	*	*	
O. 強盗	*	*	*	*	
P. 無謀な車の運転	*	*	*	*	
Q. 爆弾予告または類似の脅迫	*	*	*	*	
R. 放火の未遂・火遊び	*	*	*	*	*
S. ハラスメント禁止方針の違反					

VII. 持続的不服従

	懲罰レベル				
	1	2	3	4	5
A. 持続的不服従とは、アナーバー公立学校区「権利と責任」に長期間又は複数項目に亘って「繰り返し意図的に」違反すること	*	*	*	*	

他の学校区での過去の非行

アナーバー公立学校に入学しようとする生徒で、過去に他の学区においてこの規範又は他の教育機関で定義されている「不正行為」を犯し、長期の停学または除籍処分を受けたことがある者、または他の教育機関当局からそのような不正行為に従事したと申し立てられたが不正行為が立証される前にその教育機関を退学した者は、アナーバー公立学校において停学または退学処分の対象となることがあります。生徒の入学は許可されますが、教育長またはその代理人による公聴会が行われるまでは、この「権利と責任」冊子にある懲罰レベル 4 および 5 の規定に従って停学処分となります。アナーバー公立学校区が懲罰を科すかどうかを決定する際には、適用されるすべての必要な手続きが取られます。

懲罰レベル

必要な手続き

「素行規範」に違反したとして告発された生徒には手続き上の保護が適用されます。「デュー・プロセス」、つまり状況に応じた公正な扱いは、申し立てられた不正行為が、短期の停学、長期の停学、退学、のいずれになるかによって異なります。長期の停学または退学を勧告された場合には保護が強化されます。

一般要件

管理者または他の指定されたスタッフによって、以下のような1つまたは複数の措置が取られることがあります。懲罰レベルの措置に加えて、保護者および生徒と面談・手紙・電話のいずれかによる連絡が行われなければなりません。連絡する内容には、生徒の実績、問題行為、将来的に同様の状況が起きた時の対処法についての評価や議論が含まれなければなりません。生徒は懲罰期間中も学業を続けることができます。授業を受けない間も宿題は出されるものとし、正当な理由で欠席した場合と同様に補習が許されるものとします。

注：規範に違反した際に発生するこれらの結果と制裁は累積的に考慮されます。各懲罰レベルには、前のレベルの結果ないし制裁が含まれる場合があります。用語の定義は本冊子の最後に記載されています。

本冊子に記載されている懲罰は、当学校区に在籍するすべての生徒に適用されます。障害のある生徒には州法および連邦法により追加の手続き上の保護が与えられています。

懲罰レベル 1

生徒が「素行規範」の懲罰レベル1の違反を犯したとして告発された場合、以下に続く様々の措置が取られる可能性があります。生徒が「素行規範」に違反し停学処分に処すべきと判断された場合、通例その期間は校内停学（最高5授業日）または1～5授業日の校外停学（登校禁止処分）となります。

非公式審問（ヒアリング）

校舎管理者は生徒に告発内容を伝え、生徒がその内容を否認する場合、管理者は保有する証拠の説明を生徒に行うものとします。生徒は管理者に対して自分の言い分を説明する機会を与えられるものとします。

非公式なヒアリングの後、生徒が「素行規範」に違反し、短期の停学処分が妥当であると管理者が判断した場合、以下の各項目を考慮しなければなりません。

- 生徒の年齢
- 生徒の懲戒履歴

- 障害を持つ生徒であるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動の重大性
- 生徒が犯した違反や問題行動が、他の生徒や教職員の安全を脅かしたかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対処するために、（懲罰ではなく抱えている悩みをクラスの皆と話し合い、共感を得て皆の仲間に戻る）修復的实践法（restorative practice）を用いるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対して、停学より軽度の介入で適切に対処できるかどうか

懲罰処分

これらの項目を考慮した上で校舎管理者がその裁量により停学処分を科すべきであると判断した場合には、5授業日以下の学校外での停学という懲罰を科すことができ、それとは別に以下の措置を適宜実施することができます。

教師と生徒の話し合い 素行の改善、トラベルカード（関係教職員に改善状況を報告してもらう聴取カード）の使用、ないし軋轢回避のやり方を身につける活動について話し合います。

生徒との契約 生徒が素行を改善するためにたどるべき段階的目標、いつ評価を行うか、そしてそれらが守られなかった場合の処遇を約束事として生徒と一緒に書き出し、契約書にします。

保護者への連絡 保護者に対し電話や手紙で生徒と面談したこと、生徒に素行上の問題があること、それに対して取った措置、今後の素行への期待、必要なフォローアップなどについて連絡します。

教職員、保護者、生徒による懇談 生徒の素行の改善具合や問題行動、素行を管理するより良い方法、今後起こり得る素行への対処計画について、共同で会議または電話会話を持ちます

学校から生徒への警告 決められた期間内に似たような問題行為が繰り返された場合に取りべき措置を明記して、生徒に書面で通知します。通知は写しを保護者に1部送付し、生徒の記録簿に1部保管します。

外部機関への紹介 生徒の素行から必要だと判断された場合に、校舎の管理者が教職員、保護者、生徒と適宜相談して外部機関へ紹介します。

特別な課題 似たような状況に遭遇しても対処できるような意識・知識・スキルを身につける活動やプログラムを課題として課します。

成果達成チームへの紹介 成果達成チームは、問題のある生徒を担当する学校教職員で構成され、生徒のニーズを満たすため必要な情報を提供し提案を行います。対処としては、カウンセリング、教室内での介入、評価・査定、加えて学校が持っているサポートグループへの参加などが含まれます。

タイムアウト制度 教職員ないし学校管理者が連携して生徒を教室内の別な場所や建物内の別な場所に座させます。

課外活動の禁止 特定の期間、生徒が課外活動に参加することを禁じる措置です。

クラス出席の禁止 問題行動を起こす生徒は、1 日だけ特定のクラスに出席することが禁じられます。この期間、代替学習環境と補習の機会が提供されます。

早出・居残り 生徒は通常の授業時間の前か後に最長 1 時間、学校にいなければなりません。早出・居残りを課す前に生徒の保護者に通知が行きます。課された生徒は教職員が監督を行います。

1 日間の停学 州法に従い、生徒は 1 授業日、1 教科、1 活動時間のいずれか授業や学校活動に出席を禁じられることがあります。時間単位の出席禁止は累積 6 時間を 1 授業日として数えます。この停学処分は、障害のある生徒が IEP (個別教育計画) 会議やセクション 504 会議を義務づけられる条件である「停学日 10 日間」のうちの 1 日としてカウントされるか、または学級担任が学年度中に 1 人の生徒に課し得る停学日 10 日間のうちの 1 日としてカウントされます。

学校が承認したその他の措置 社会奉仕活動など、学校区の方針および運営規則に準拠したその他の適切な措置も、学校の規律管理計画と併せて実施することができます。

禁止品の押収 教職員は携帯電話、iPod、たばこ、電子たばこ、パーソナル・ヴェポライザー、ラジオ、テープレコーダー、ポケットベル、レーザーポインター、その他の電子機器など、生徒が校内で所持することが禁止されている物品を押収することができます。押収された物品はどうすれば受け取れるかは、指示に従ってください。

金銭または奉仕時間による清算 生徒の素行が原因で学校区の備品に損害、破壊、または損失を与えた場合、保護者と生徒は修理費用ないし買い替え費用を支払うことになります。弁済または買い替えの具体的条件は、教職員ないし総務部で決定します。

懲罰レベル 2

生徒が「素行規範」の懲罰レベル 2 の違反を犯したとして告発された場合、以下に続く様々な措置が取られる可能性があります。生徒が「素行規範」に違反し、停学処分に処すべきと判断された場合、通例その期間は校内停学 (最高 10 授業日) または 6~10 授業日の校外停学 (登校禁止処分) となり、6 年生以上には復学条件が課される場合があります。

非公式審問 (ヒアリング)

校舎管理者は生徒に告発内容を伝えますが、生徒がその内容を否認する場合、管理者は保有する証拠の説明を生徒に行うものとします。生徒は管理者に対して自分の言い分を説明する機会を与えられるものとします。

非公式なヒアリングの後、生徒が「素行規範」で禁止されている行為を行い、短期の停学処分が妥当であると管理者が判断した場合、以下の各項目を考慮しなければなりません。

- 生徒の年齢
- 生徒の懲戒履歴
- 障害を持つ生徒であるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動の重大性
- 生徒が犯した違反や問題行動が、生徒や教職員の安全を脅かしたかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対処するために（懲罰ではなく抱えている悩みをクラスの皆と話し合い、共感を得て皆の仲間に戻る）修復的実践法（restorative practice）を用いるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対して、停学より軽度の介入で適切に対処できるかどうか

懲罰処分

これらの項目を考慮した上で校舎管理者がその裁量により停学処分を科すべきであると判断した場合には、10授業日以下の校外停学という懲罰を科することができ、それとは別に以下の措置を適宜実施することができます。

アルコール・薬物検査とフォローアップの推奨 懲罰については、違法薬物の項を参照してください。

警察への照会 規則に違反し刑法違反の可能性もある行為については、警察（通常は学校区の窓口警察官）に照会する場合があります。アナーバー市がアナーバー公立学校に法執行業務を提供する契約には、保護者への通知、アナーバー市警による事情聴取、取り調べ、逮捕に関する規定が含まれています。

金銭または奉仕時間による清算 懲罰レベル1と同じです。

学校からの退去/緊急時の退去 生徒が学校にいて人や器物に差し迫った危険をもたらすか秩序ある学校運営を妨げる、と管理者が判断した場合、非公式審問（ヒアリング）の前に生徒を学校から退去させることができます。非公式なヒアリングは、生徒の退去後3日以内に開かれなければなりません。

警察による退去 規則に違反し刑法違反の可能性もある行為については、適切な法執行機関に照会する場合があります。

保護観察 これは、停学処分から復学した後に取られる措置で、素行契約を含むことがあり、特定の活動への参加を見合わせることを要求されることがあります。例えば、演劇、スポーツ、学校が後援する組織、集会、学級会、その他の活動への一定期間の不参加を言います。

懲罰レベル 3

生徒が「素行規範」の懲罰レベル3の違反を犯したとして告発された場合、以下に続く様々な措置が取られる

可能性があります。生徒が「素行規範」に違反し、長期停学処分に処すべきと判断された場合、通例その期間は 11～59 授業日の校外停学（登校禁止処分）となり、復学条件が課される場合があります。

非公式審問（ヒアリング）

校舎管理者は生徒に告発内容を伝え、生徒がその内容を否認する場合、管理者は保有する証拠の説明を生徒に行うものとします。生徒は管理者に対して自分の言い分を説明する機会を与えられるものとします。

非公式審問の後、生徒が「素行規範」で禁止されている行為を行い、短期の停学処分が妥当であると管理者が判断した場合、以下の各項目を考慮しなければなりません。：

- 生徒の年齢
- 生徒の懲戒履歴
- 障害を持つ生徒であるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動の重大性
- 生徒が犯した違反や問題行動が、生徒や教職員の安全を脅かしたかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対処するために（懲罰ではなく抱えている悩みをクラスの皆と話し合い、共感を得て皆の仲間に戻る）修復的实践法（restorative practice）を用いるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対して、停学より軽度の介入で適切に対処できるかどうか

懲罰処分

これらの項目を考慮した上で校舎管理者がその裁量により長期停学処分を科すべきであると判断した場合、校舎管理者は長期停学に関する報告書ならびに進言書を教育長の指名人に提出しなければなりません。

停学させて特殊プログラムに入れる 薬物・酒類所持の再犯ないしその販売・輸送の初犯に対して取られる措置です。違法薬物の項を参照してください。

警察への照会 懲罰レベル 2 と同じです。

正式審問（ヒアリング）

教育長の代理人は、校舎管理者の報告書、証人の陳述書、関連文書および証拠品を検討した後、懲罰対象となる出来事から 10 授業日以内にヒアリングの日程を決定します。教育長の代理人は正式な審問委員会を指定し、審問のための資料を用意します。保護者の方にはヒアリングの日時と場所、具体的な違反行為の内容を記載した手紙を送ります。この手紙はヒアリングの少なくとも 2 日前までに受け取るものとします。

11 日から 59 授業日までの長期停学処分を下す権限は、教育長にあります。長期停学処分を科す前に、教育長は以下の各要素を考慮しなければなりません。

- 生徒の年齢
- 生徒の懲戒履歴
- 障害を持つ生徒であるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動の重大性
- 生徒が犯した違反や問題行動が、生徒や教職員の安全を脅かしたかどうか。
- 生徒が犯した違反や問題行動に対処するために（懲罰ではなく抱えている悩みをクラスの皆と話し合い、共感を得て皆の仲間に戻る）修復的实践法（restorative practice）を用いるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対して、停学より軽い介入が適切に対処できるかどうか

長期停学処分を受けた生徒は、停学期間中、授業に出席することも学校敷地内に留まることも課外活動に参加することも許されません。

懲罰レベル 4

生徒が「素行規範」の懲罰レベル 4 の違反を犯したと判断された場合、以下に続く様々な措置が取られる可能性があります。生徒が「素行規範」に違反し、除籍に処すべきと判断された場合、通例その期間は 60 から 180 授業日となり、復学条件が課されます。

非公式審問（ヒアリング）

校舎管理者は生徒に告発内容を伝え、生徒がその内容を否認する場合、管理者は保有する証拠の説明を生徒に行うものとします。生徒は管理者に対して自分の言い分を説明する機会を与えられるものとします。

非公式なヒアリングの後、生徒は「素行規範」で禁止されている行為を行ったゆえ除籍処分が妥当である、と管理者が判断した場合、管理者は除籍の報告書と勧告書を教育長の代理人に提出しなければなりません。

正式審問（ヒアリング）

教育長の代理人は、校舎管理者の報告書、証人の陳述書、関連文書および証拠品を検討した後、懲罰対象となる出来事から 10 授業日以内にヒアリングの日程を決定します。教育長の代理人は正式な審問委員会を指定し、審問のための資料を用意します。保護者の方にはヒアリングの日時と場所、具体的な違反行為の内容を記載した手紙を送ります。この手紙はヒアリングの少なくとも 2 日前までに受け取るものとします。

60 から 180 授業日の除籍処分を下す権限は、教育長にあります。60 から 180 授業日の除籍処分を科す前に、教育長は以下の点を考慮しなければなりません。

- 生徒の年齢
- 生徒の懲戒履歴
- 障害のある生徒であるかどうか

- 生徒が犯した違反や問題行動の重大性
- 生徒が犯した違反や問題行動が、生徒やスタッフの安全を脅かしたかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対処するために（懲罰ではなく抱えている悩みをクラスの皆と話し合い、共感を得て皆の仲間に戻る）修復的实践法（restorative practice）を用いるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対して、退学 / 除籍より軽度の介入で適切に対処できるかどうか

懲罰処分

教育長が正式審問会を開き、これらの項目を考慮した上でその裁量により除籍処分に処すべきであると判断した場合、教育長は 60 から 180 授業日の除籍処分という懲罰を科することができます。

復学 成人生徒ないしその保護者は、指定された除籍期間が終了する 30 授業日前から復学申請書を提出することができます。生徒が再入学を許されるには、事前に復学委員会による聴聞会が開かれなければなりません。復学の手続きについては、29～30 ページに記載されています。

懲罰レベル 5

生徒が「素行規範」の懲罰レベル 5 の違反を犯したと判断された場合、以下に続く様々な措置が取られる可能性があります。生徒が「素行規範」に違反し、永久除籍に処すべきと判断された場合、復学条件を伴う永久除籍処分が科される場合があります。

非公式審問（ヒアリング）

校舎管理者は生徒に告発内容を伝え、生徒がその内容を否認する場合、管理者は保有する証拠の説明を生徒に行うものとします。生徒は管理者に対して自分の言い分を説明する機会を与えられるものとします。

懲罰処分

非公式審問の後、生徒は「素行規範」で禁止されている行為を行ったゆえ永久除籍処分が妥当であると管理者が判断した場合、管理者は除籍の報告書と勧告書を教育長の代理人に提出しなければなりません

警察への照会 懲罰レベル 2 と同じ。

永久除籍（退学） 教育委員会としては、生徒を学校区の教育プログラムから永久除籍（退学）に処することは生徒に科せられる最も重い制裁であり、適正な手続きを経ずに科すべきではないことを承知しています。教育委員会は永久除籍の判断を下す権限を有します。しかし教育委員会の裁量権が州法によって厳しく制限されている場合もあります。

教育委員会による審問（ヒアリング）

永久除籍処分が科される生徒は、各ケースに応じて教育長および教育委員会による事情審議会の対象となります。**永久除籍のケースは審問委員会にかけられ、同委員会は教育長に勧告をします。**教育長は各事例の資料を吟味の上、退学勧告を追認して教育委員会の審議に提出すべきかどうかを判断します。資料の吟味および審問が進行中は、生徒は停学扱いとなり、宿題が課されます。

教育長が生徒を永久除籍処分にすべきと考える場合、その勧告書を教育委員会に提出します。教育委員会は各ケースごとに審議する過程を決めます。教育委員会の審議会は成人生徒あるいは保護者の希望を入れて公開または非公開で行います。通常、追加の証言や証拠採用は行われません。

永久除籍（退学）処分を科する前に教育委員会は以下の各項目を考慮しなければなりません。

- 生徒の年齢
- 生徒の懲戒履歴
- 障害を持つ生徒であるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動の重大性
- 生徒が犯した違反や問題行動が、生徒やスタッフの安全を脅かしたかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対処するために（懲罰ではなく抱えている悩みをクラスの皆と話し合い、共感を得て皆の仲間に戻る）修復的実践法（restorative practice）を用いるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対して、退学より軽度の介入で適切に対処できるかどうか

法律で定められた除籍処分 「ミシガン改定学校規則」では、以下の問題行為を犯したと認められた生徒を学区が除籍処分に処することが義務付けられる場合があります。

- 武器禁止のスクールゾーンでの危険な武器の所持
- 校舎内または学校敷地内での放火
- 校舎内または学校敷地内での犯罪的性行為への関与
- 学区の従業員、ボランティア、請負業者、または他の生徒に対する身体的暴行

法律で除籍処分を義務付けられた状況において、実際に除籍に処する前に教育委員会は以下の各項目を考慮しなければなりません。

- 生徒の年齢
- 生徒の懲戒履歴
- 障害を持つ生徒であるかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動の重大性
- 生徒が犯した違反や問題行動が、生徒や教職員の安全を脅かしたかどうか
- 生徒が犯した違反や問題行動に対処するために（懲罰ではなく抱えている悩みをクラスの皆と話し合い、共感を得て皆の仲間に戻る）修復的実践法（restorative practice）を用いるかどうか

- 生徒が犯した違反や問題行動に対して、退学より軽度の介入で適切に対処できるかどうか

これらの項目を考慮した上で教育委員会がその裁量により永久除籍処分を科すべきであると判断した場合、同委員会は懲罰として永久除籍に処することができます。

上記の考慮は武器禁止のスクールゾーンで危険な武器を所持した生徒には適用しません。ただし、以下の基準の少なくとも一つが当該生徒によって明確にかつ説得性を持って立証された場合、教育委員会は武器所持を理由に除籍処分にする義務はありません。

- 凶器として使用するために所持していたものではない
- 生徒は武器であることを知らなかった
- 生徒は故意に武器を所持していたのではない
- 学校または警察当局の許可を得て所持していた

復学

6 年生以上の生徒の復学手順 永久除籍（退学）処分を受けた場合は全ての場で復学審問会が召集されます。また校外停学処分からの復学が条件付きか必須である場合も復学審問会が召集されます。

保護者の方は、最終処分通知書に記載された条件と期限に従って復学を書面で申請することができます。

- 長期の校外停学（登校禁止処分）の場合、申請書は教育長の代理人に提出します。
- 永久除籍（退学）処分の場合、申請書は教育長事務室に提出します。

長期の停学後および除籍処分後の復学要請については、教育長の代理人が要請を受けてから 10 日以内に教育委員会の代表者を含む復学委員会を任命します。教育長の代理人は委員会が結成されてから 10 授業日以内に審問会の日程を決定し、開催します。

復学委員会は、復学申請書とそれを裏付ける資料を吟味し、教育委員会に勧告を提出します。勧告には以下のいずれかが含まれる必要があります。

- 無条件の復学
- 条件付き復学
- 復学を却下

勧告には、勧告の理由および条件についての説明が添付されていること、かつ以下の諸点に基づいていることが必要です。

1. 復学によって他の生徒や教職員に危害が加わるリスクの程度
2. 復学により学校区の賠償責任または教育委員会、学校管理者、その他の教職員の個人的な責任のリスクが

どの程度生じるか

3. 生徒の年齢と成熟度
4. 除籍処分となった事件以前の生徒の学業成績
5. 除籍処分となった事件に関する生徒の態度
6. 除籍処分を受けた後の生徒の素行と改善の見込み
7. 保護者がそれまでに提供した協力と支援の程度、および生徒が復学した場合に復学条件に従う意思があるかを含め期待できる協力と支援の程度

復学委員会はその勧告を教育委員会に提出し、続く定例会議での決定を仰ぎます。

1. 生徒を復学させるか
2. 以下のような条件に対し生徒と保護者から書面による同意を求めるか
 - 素行に関する契約
 - 怒りのコントロールプログラムや適切なカウンセリングへ参加し、やり遂げる
 - 定期的な経過観察
 - 条件に従わなかった場合の具体的・直接的な処遇
3. 復学を拒否するか

教育委員会は各ケースごとに以下を決定しなければなりません。

教育長の代理人は、教育委員会の決定を 1 授業日以内に口頭で保護者に伝えます。教育委員会の決定を正式に伝える書面は、保護者および関連する学校管理者に送付されます。またそのコピーが復学委員会記録、生徒の CA60、および教育委員会のファイルに永久に保管されます。教育長の代理人は、生徒のデータベースに決定事項を入力します。

5 年生以下の生徒の復学プロセス 長期の停学または除籍処分を受けた時に 5 年生以下に在籍していた生徒の保護者は、最終的な懲罰通知に記載されている条件とスケジュールに従って生徒の復学を求める書面を教育委員会に提出することができます。

停学・退学に関する法

ミシガン州法に従い、教育委員会は危険な武器を所持していた生徒を永久除籍（退学）に処さなければなりません。教育委員会は、放火、性犯罪、または身体的暴行を行った生徒を除籍することができます。生徒がこのような非行に及んだことが判明した場合、教育委員会は数多くの要因を考慮した上でより軽い介入でその違反や素行に適切に対処できるかどうかを判断することが求められます。しかしこれらの考慮事項は、生徒が武器持ち込み禁止スクールゾーンで危険な武器を所持していたことが判明した場合には適用されません。学級担当の教員は「素行規範」に違反した生徒のクラス参加を禁止することができます。

6年生以上の生徒が、教育委員会に雇用されている人、ボランティアや契約者として従事している人に対して、教室内、学校敷地内、スクールバス・車両内、学校主催の活動やイベント（学校敷地内であるか否かを問わない）で、身体的暴行（力や暴力によって他人に身体的危害を意図的に与える、または与えようとする）をふるった場合、

この法律では、教育委員会が生徒を学区から永久除籍処分をすることを求めています。法律で規定されているように180授業日より後に復学できる可能性があります。また、除籍期間中に適切な教育プログラムを見つけ、そのようなプログラムに生徒を参加させることは、保護者の責任となります。さらに学区は除籍の事実を法執行機関の当局者に報告し、当該生徒が永久除籍処分を受けたことを生徒の永久的な記録に記載することが求められます。ただし、より軽い介入で違反や非行に適切に対処できると教育委員会が判断した場合は、除籍処分は必須ではありません。

6年生以上の生徒が他の生徒に身体的暴行をふるった場合、

法律では教育委員会が生徒を180授業日以下の期間、停学または除籍させることが義務付けられています。生徒が除籍された場合、法律は適切な教育プログラムを見つけ除籍期間中に生徒をそのようなプログラムに参加させることを保護者の責任とし、また学区が除籍をミシガン州教育省に報告することを義務付けています。ただし、より軽い介入で違反や非行に適切に対処できると教育委員会が判断した場合は、除籍処分は必須ではありません。

6年生以上の生徒が校舎や学校施設、学校関連の催しに対して爆弾予告ないし類似の威嚇を行なった場合、

法律は教育委員会が決定した一定期間、生徒を学区から停学または除籍することを義務付けています。生徒が除籍された場合、法律は適切な教育プログラムを見つけ除籍期間中にそのようなプログラムに生徒を参加させることを保護者の責任とし、また学区が除籍の事実をミシガン州教育省に報告することを義務付けています。ただし、より軽い介入で違反や非行に適切に対処できると教育委員会が判断した場合は、除籍処分は必須ではありません。

公立学校の教師や校舎管理者が、年齢を問わずクラス、この法律では教師または校舎管理者が最大で1授業日分の教科、活動における生徒の行動・振る舞いがこの冊子に授業、教科、または活動から生徒を一時的に停学にする記載されている停学処分に値すると思う理由がある場合、ことができます。

障害を持つ生徒の停学と退学

学校区は障害のある生徒を 1 学年度のうち 10 授業日まで懲戒目的で停学処分にすることができ、その場合の条件は障害のない生徒に適用される停学処分と同じで、教育業務の提供はありません。障害のある生徒の停学処分が学年度中累積 10 授業日を超えた場合、学校区は生徒が超過の停学処分を受けている間、教育業務を提供する責任があります。

障害関与度判定会議 (MDR)

「素行規範」違反ゆえに障害のある生徒の処遇が変更された場合、その 10 授業日以内に学校区、保護者、および「個別教育プログラム」(IEP) チームないしセクション 504 チームのメンバーがすべての関連情報を検討して、懲罰の対象となった素行が以下のようなものであったかどうかを判断します。

- 生徒の障害が原因であった、または障害と直接かつ重大に関係していた
- 学校区が IEP またはセクション 504 プランを実施しなかったことが直接の原因だった

このどちらかの記述が真実である場合、生徒の素行は障害の現れとみなされ、懲罰処分は直ちに停止されると共に、以下が行われなければなりません。

- IEP チームは「機能的行動評価」(FBA) を実施し、生徒のための「素行介入計画」(BIP) を実施するか、BIP が既に作ってある場合は既存の計画を見直し、問題素行に対処するために必要な修正を行う
- 学校区は現行の IEP または 504 プラン実施上の欠陥を是正する措置を直ちに講じる

問題の素行が生徒の障害の現れではないと判断された場合は、懲罰処分を適用することができ、チームは生徒に「無料で適切な公教育」(FAPE) を継続して提供する方法を決定します。

懲罰処分の対象となる問題素行に薬物や危険な武器がかかわる場合、あるいは生徒自身が自らや他人にとって危険であると判断される場合、適宜 IEP チームまたはセクション 504 チームは暫定的な代替教育環境と最大 45 授業日間の教育業務内容を決定します。

障害のある生徒としてまだ認められていないが学校区が障害があると判断する根拠を持っている生徒について、停学、年度途中の転校、または除籍を検討する場合、その生徒は評価されている期間、特別教育サービス (特殊学級) の生徒と同じ権利を有します。

違法薬物・酒類

アナーバー公立学校は、学校コミュニティのすべてのメンバーに健康的で快適かつ生産的な環境を提供することに専念しています。生徒による酒類、タバコ、その他の薬物の所持や使用は学習の妨げとなり、学校生活のあらゆる面で支障をきたし、生徒の健康と安全にも悪影響を及ぼします。学校区は酒類、タバコ、その他の薬物のない安全な学校環境を提供するよう全力で取り組んでいます。

酒類、タバコ、その他の薬物によって起こる支障や悪影響は、学校敷地内の素行や学校活動での素行に限られるものではありません。従い生徒は酒類、タバコ、その他の薬物に関する素行規則および安全規則に違反した場合、違反した日時・場所にかかわらず懲罰の対象となります。

アナーバー学校区では、違法薬物に対して 1)予防、2)介入、3)支援の 3 部からなる取り組みをしています。「素行規範」並びにこの冊子「権利と責任」の「違法薬物・酒類」の項に記載されている問題行為を行った場合、生徒は懲罰を受けることになります。

学校区は家族に薬物カウンセリングプログラムを紹介しますが、プログラムへの参加費用は家族の負担となります。

違法薬物・酒類規制違反の懲罰レベル

- A. タバコ製品、喫煙用具、電子タバコ、パーソナル・ヴェポライザー (VAPE) の使用ないし所持。 レベル 1~2
- B. アルコールないし違法・無許可の医薬品、吸入剤、薬物、薬物用器具または、マリファナ、幻覚剤、興奮剤、抑うつ剤などの麻薬、または人間に対する投与が意図されていないその他の違法薬物・偽造物質、または人間に対する投与を意図した違法薬物の類似物 (個人に対して医師から処方されておらず、学校区の投薬方針に従って投与されてもいないもの) の使用ないし所持。これには処方箋のいない市販薬も含まれます。
- i. 初犯 - 10 日間の停学処分。ただし 4~6 時間の薬物治療および講習 (アナーバー学校区にはこの治療および講習機関に関するパンフレットが用意してあります) への出席を予約している証拠が提出された場合は、3 日間に短縮することができます。治療ないし講習が終了した時点で出席証明書の学校管理者への提出が求められます。その時点で残りの 7 日間の停学処分は免除されます。治療ないし講習が 6 週間以内に完了しなかった場合は、残りの 7 日間の停学処分を受ける必要があります。
 - ii. 2 回目の違反 - 10 日間の停学処分は 4~6 時間の薬物治療・講習参加を予約しているという証拠があれば、5 日間に短縮できます。(アナーバー学校区にはこの治療および講習機関に関するパンフレットが用意してあります。) 治療・講習が終了した時点で出席証明書の学校管理者への提出が求められます。その時点で、残りの 5 日間の停学処分は免除されます。治療ないし講習が 6 週間以内に完了しなかった場合は、残りの 5 日間の停学処分を受ける必要があります。

iii. 3 回目の違反 – 学校管理者による長期停学の勧告。長期停学の説明、生徒の権利、学校区の手続きについては「レベル 4」を参照してください。

アナーバー公立学校方針 5500 – タバコのない環境

教育委員会はタバコ等ニコチンを含む製品の使用は、使用者にも非使用者にも深刻な健康被害をもたらすものと認識しており、教育委員会の関心事になっています。

教員委員会は学校区が所有する敷地、学校区が管理する敷地、校舎、グラウンド、屋内施設、学校区の車両内、および学校区関連のすべてのイベントにおいて、タバコおよびタバコ製品の使用を含め一切の喫煙を禁止しています。

各校舎の管理者は「権利と責任」冊子に記載されているように、この方針に違反した生徒がいた場合、適切な措置を取ります。

医薬品の使用

医薬品： 処方薬、非処方（市販）薬、漢方薬等で、経口薬、吸入薬、緊急時の座薬、注射薬、目・鼻・皮膚への滴下薬、塗布薬を含みます。生徒は管理規定 5600.R.01 で明確に許可されている医薬品を厳密に規定に則って使用する場合を除き、校内、学校敷地内、スクールバス内、学区主催の活動において医薬品を使用または所持してはなりません。

用語の定義

この「権利と責任」冊子では、以下の用語がここに記された意味で使われています。

学問的不誠実・盗作 データや解答を不正に入手したり提出したりすること、あるいはそう試みること。他人が作成・準備した文章や口頭表現を自分の手柄にして出所を明らかにしないことや、試験での不正行為などが該当します。違反した場合は他の懲罰に加えて学業上の制裁を受けることがあります。

アピール対応委員会 教育長の代理人によって任命され代理人が議長を務める委員会で、議長と2名の校舎管理者で構成されます。

アルコールと薬物 生徒が学校敷地内や学校区の活動において酒類や禁止物質（電子タバコやパーソナル・ヴェポライザーも含む）の使用、所持、酩酊、販売・流通をすること。生徒が所持ないし使用に関して学校区の方針および管理手続きを完全に遵守している場合を除き、処方薬、非処方薬、市販薬も含まれます。

放火・放火未遂・火遊び

- A. 放火 学校区が所有するまたは賃借中・借用中の資産や備品、生徒・学校職員の所持品を意図的に燃やして毀損すること
- B. 放火未遂 意図的に燃やそうとして失敗すること。例えばゴミ箱にマッチを擦って投げ入れるが燃えない場合など
- C. 火遊び 火をつけたり、火事の原因となるような行為、またはそのような行為を他人が行うよう援助、助言、誘導、説得し、し向ける行為

暴行

- A. 身体的暴行 押す、馬乗りになる、小突く、突進する、物を投げる、その他支配する目的の強引な行為など、個人が他の者に対して攻撃的になること
- B. 喧嘩 複数の生徒が、攻撃的、対立的、または危険な方法で、他人を蹴る、殴る、首を絞める、平手打ちする、小突く、引っ掻く、唾を吐く、噛む、通路を塞ぐ、物を投げるなど、身体的危害を加える意図で身体的接触を行うこと
- C. 教職員に対する身体的暴行 力や暴力によって意図的に他人に身体的危害を加えたり加えようとする。6年生以上の生徒で学校の敷地内、スクールバス等の学校関連の乗り物の中、あるいは学校が主催する活動やイベントにおいて教職員やボランティア、請負業者に対して身体的暴行をふるった者は、永久除籍処分とし、180 授業日以上学校を離れた後であれば復学する道が開けるものとします。ただし教育委員会は、より軽い介入でその違反や行動に適切に対処できる場合、生徒を永久除籍処分にすべきでないとの判断を下すことが可能です。

D. 生徒に対する身体的暴行 力や暴力によって他の生徒に意図的に身体的危害を加えたり加えようとする。喧嘩の中には州法 (MCL 380.1310、380.1311a) の定義に基づけば暴行とみなされるほど暴力的なものもあります。6 年生以上の生徒で学校の敷地内、スクールバス等の学校関連の乗り物の中、あるいは学校が主催する活動やイベントにおいて他の生徒に身体的暴行をふるった者は、状況に応じて最長 180 授業日以下の停学または除籍処分となります。ただし教育長は、より軽い介入で違反や行動に適切に対処できる場合、生徒を停学または除籍にすべきでないとの判断を下すことが可能です。

不適切とみなされる行為

A. 冒瀆的な言葉とジェスチャー 生徒は学校敷地内やアナーバー学校区が提供するオンラインクラス・学習機会、スクールバス等の学校関連の乗り物内、または学校が主催する活動やイベントにおいて、口頭や書面、電子媒体、画像や絵を用いて他者に向かって冒瀆的な言葉を使ったり侮辱的・卑猥なジェスチャーをしてはなりません

B. 公然たる反抗・故意の不服従 教職員の指示や命令に従うことを口頭ないし態度で拒否すること

C. 掲示 (物) ・画像 学校区内の場所や備品の表面に冒瀆的、猥褻、性差別的、人種差別的等の差別的装飾を施すこと

爆弾予告 学校の建物、その他の学校所有物、または学校関連のイベントに対して爆弾の予告または同様の威嚇をすること

いじめ 一人ないし複数の生徒が直接・間接的に傷つくことを意図した、または意図しなくても常識的に相手が傷つくと分かる、書面、口頭、身体的行為、またはデジタル媒体によるコミュニケーションで、以下の影響を持つもの:

- 一人ないし複数の生徒の教育機会、利益、プログラムを大幅に妨害する
- 生徒に身体的危害の合理的な恐れを抱かせたり大きな精神的苦痛を与えることにより、生徒が学校区や公立学校の教育プログラムや活動に参加してその恩恵を受ける可能性に悪影響を与える
- 生徒の身体的または精神的な健康に実際に多大な悪影響を与える
- 学校の秩序ある運営に大幅な混乱をもたらしたり大幅な妨害をしたりする

このような行為は学校の敷地内・外、学校主催の行事、学校所有の乗り物の中で行われたかどうかにかかわらず、いじめとみなされます。この冊子に含まれる「アナーバー公立学校方針 5800 - いじめ・ネットいじめ禁止に関する方針 (Ann Arbor Public Schools Policy 5800 - Anti-Bullying/Cyberbullying Policy) 」を参照してください。

空き巣 (BURGLARY) 犯罪を犯す目的で許可なく閉まっている学校施設に侵入すること

カンニング・学業上の不正行為 生徒は盗作、カンニング、教材の不正アクセスや改ざんをしてはいけません。違反した場合は他の懲罰に加えて学業上の制裁を受けることがあります

結託 特にカンニングや不正行為を目的とした秘密または違法な協力・謀議

コンピュータ環境 学校区内での電子情報の処理と交換をサポートし学校区外の一部の電子情報リソースへのアクセスを提供するコンピュータ、ソフトウェア、テレビ、ネットワーク配線の集合体

違法薬物 学校の敷地内、スクールバス等の学校関連の車両、または学校が主催する活動において、違法または不認可の医薬品、吸入剤およびマリファナ、ヘロイン、コカイン、LSD、バルビツール酸塩、アンフェタミン、動物用に製造された薬などの薬物または麻薬、さらに薬物使用時に用いる道具などを所持ないし使用すること

ネットいじめ 本冊子に掲載されている「アナーバー公立学校方針 (Ann Arbor Public Schools Policy) 5800」に記載されている行為を行って1人または複数の生徒を直接・間接的に傷つけることを意図した、または意図しなくても常識的に相手が傷つくと分かる、電子コミュニケーション

所持品・備品の意図的な悪用 適切な許可を得ずに他人や学校の所有物を、意図的に損害や支障を起こす可能性のある方法で使用する

混乱させるような行為 (破壊的行為) 学校の通常または正常な運営を妨げる不適切な行為

薬物 アルコール、違法薬物、医師に処方されていない気分を変える物質 (パーソナル・ヴェポライザーや電子タバコを含む)

デュープロセス 個人の権利を保護するための予防措置。

緊急時の退去 生徒が自分自身や他者、備品等に危害を及ぼす恐れがあるとき、ないし学業を妨害する恐れが継続して存在する場合に、非公式なヒアリングを経ずに学校から退去させること

除籍 学校区からの除籍処分。ただし 60 授業日以上が経てば復学できる可能性があります。

恐喝 (1)身体的傷害を与える、(2)所有物に損害を与える、(3)違法行為を行う、(4)虚偽の告発を行う、といった脅迫を自ら、あるいは他者を用いてすることによって、意図的に人の所有物や労役を獲得したり獲得しようと試みる

虚偽の火災警報 火災が発生しているという合理的な確信がないのに火災の報告をしたり火災報知器を鳴らすこと

爆竹または爆発物 爆発物の入った紙の円筒ないし球体。火薬、ニトログリセリン、揮発性ガスなど破壊力を持って暴発しやすい化合物や混合物

偽造・改ざん 許可なくまたは詐取する意図で文書に他人の名前を署名すること、文書を改ざんしたり虚偽を記述すること

正式審問会 除籍処分および長期停学処分の勧告があった際に必要な手続き。停学から10日以内に行われる

詐欺 価値のあるものを手に入れるために、虚偽の情報や誤解を招くような情報によって他者を騙したり他者が騙されるよう仕向けること

賭博 金銭等の価値のある物品を得るために、学校区が許可していない技能ベースないし運ベースのゲームに参加すること

ギャング 特定可能な人々による高度に組織化されているか緩いまとまりのグループで、共通の目的のために同盟を結び、地域社会を我が物としたり縄張りであると主張するもの。メンバーは個人あるいは集団で反社会的または違法な活動を行い、しばしば恐怖に満ちた脅迫的な雰囲気を作り出す。

ギャングを特定する目印 生徒が特定のギャングの一員であることを示す衣服、アクセサリ、メイクアップ、シンボル、その他のアイテム・材料。

ハラスメント 威嚇的ないし有害、屈辱的な発言や書面その他を用いた行為で、その深刻さ、波及性ないし持続性ゆえに以下の影響があるもの。

- 生徒が教育プログラムや活動の恩恵を受ける能力に影響を与える
- 脅迫的、威嚇的、敵対的な教育環境を作り出す
- 生徒の学業成績を大幅にまたは不当に妨害する
- それら以外にも生徒の教育機会に悪影響を及ぼす

ヘイジング (イニシエーション) 単独または複数人が個人に向けた意図的、故意的、ないし無謀な行為で、その個人の身体的健康または安全を危険にさらすことを知りながら、あるいは知っているべきであったのに行われたもの。組織への誓約、入門、提携、参加、役職獲得、会員資格の維持を目的として行われる。

審問会資料 審問会の議題、保護者への手紙、校舎で行った調査の報告書および添付資料、目撃者の証言 (生徒の名前は伏せられる)、警察の事件記録、出席記録、過去の懲戒処分、権利と責任の抜粋、適用される法律のコピーなどの事件に関連する文書類

扇動と挑発 他者を問題行為に関与させるために口頭・書面でメッセージを送ったり、または身体的に接触してけしかけること。

不適切な服装 教育を妨害したり、良好な教育・学習環境の維持を妨げたり、衛生・安全・良識の合理的な基準に満たない服装や身だしなみ

公共の場における不適切な愛情表現 公共の場で合意の上でキス、抱擁、愛撫、その他身体的接触で、許容される自然な触れ合いを超え、学校環境または学校活動を妨害するもの、また妨害する可能性のあるもの

校内停学 生徒が予定されたクラスに出席する権利を一時的に剥奪し、校内で行われる特別な行動管理プログラムへの出席を義務づける措置

不服従 学校職員の妥当な指示に従わず、遵守も実行もしないこと。

学校関係者の妨害 故意または意図的に学校関係者の職務遂行を困難にし妨害しようとする事。

脅迫 恐怖、負傷、または損害を与え、他者が個人の意志または学校の方針に従って行動するのを妨げる目的で、口頭でまたは身体的に威嚇すること

許可なく学校または指定された場所を離れること 学校職員の許可なく校舎、教室、カフェテリア、指定された場所、または学校の敷地を離れること

徘徊 学校の許可や監督なしに校舎内や周辺に留まること

長期の停学 11 授業日以上 60 授業日未満の期間、生徒を学校区から除籍する懲罰のこと

課題の補習 短期停学後、停学中に受けられなかった授業の課題が生徒に渡され、指定された期間内に完成させて教師に返却しなければならないこと

問題行動の障害関与度判定会議 (MDR) 障害のある生徒の校外停学処分が検討されている場合、懲罰・処分の原因となった生徒の素行が障害と関連しているかどうかを判断するために学校側が開かなければならない判定会議

立入り禁止違反 生徒の使用が制限されている建物や学校施設内の区域に入ること

1 日停学 生徒を学校区から 1 授業日だけ停学にする懲戒処分。生徒は授業や活動に参加できないが、補習を受けることができる

継続的な不服従 一定期間にわたって繰り返されると重大な支障となる故意の行為

身体的攻撃 押す、馬乗りになる、小突く、突進する、物を投げる、その他支配する目的の強引な行為など、個人が他の人に対して攻撃的になること

盗品の所持 盗品や盗品であると合理的に考えられる物品を、自分の管理下または所有下に置くこと。または他者の持ち物を許可なく所有すること

プライバシー権 生徒も教職員もスポーツイベントの競技者や公演の演者など公共の場での活動とみなされる場合を除き、学校でも学校が主催するイベントでも本人の知らないうちに、または同意なしに、他者の写真撮影、録音、ビデオ撮影をしてはならない。生徒も教職員も他の生徒の画像を本人の書面による同意なしに電子メールで送信したり、インターネットに投稿したり、その他の方法で電子的に送信してはならない。ロッカールームやトイレでは携帯電話等の個人用デバイスの使用は固く禁じられている。

車の無謀な運転 無謀な方法ないし健康・安全・器物を脅かしたり教育プロセスを妨害するような方法で、学校の敷地内またはその付近において自動車や自走式車両を運転すること。

復学 学校外での停学または除籍処分を受けた生徒が学校に復帰するための具体的手順

修復的实践法 生徒が自分の問題行動で迷惑をかけ、被害者や学校区コミュニティに与えた被害を修復することに重点を置いた問題解決法

拘束 生徒の身体的動きを妨げたり大幅に制限する措置のこと

強盗 (ROBBERY) 力や脅しによって人から持ち物を奪うこと、または奪おうとすること

隔離 生徒を部屋やその他の空間に閉じ込めて外に出られないようにすること

セクシャルハラスメント 学校の敷地内、アナーバー学校区が提供するオンラインクラス、その他の学習機会、スクールバスや学校関連車両内、学校が主催・関係するイベントや活動における迷惑な性的誘いかけ、性的な好意の要求、性的動機による身体的接触、その他の口頭または身体的な行為やコミュニケーションで、生徒の教育を大幅にないし不当に妨害したり、脅迫的、敵対的、または攻撃的な教育的・社会的環境を作り出す目的ないし効果を持つものを指す

性的不正行為

A. 合意の上での性的不正行為 意図的に相手の性器、鼠径部、内股、臀部、乳房、またはそれらの部位を覆う衣服に触れること等、相互に合意の上での性的接触

B. 合意のない性的不正行為 相手の性器、鼠径部、内股、臀部、乳房、またはそれらの部位を覆う衣服に意図的に触れること等の、望まれず迷惑な性的接触

短期停学 1 から 10 授業日の期間、生徒を学校区から除籍する懲罰処分

停学 60 授業日未満の一定期間、生徒を学校区から除籍する懲罰処分

テクノロジーの使用 生徒はインターネット上での個人的または私的なビジネス、製品広告、政治的ロビー活動、または金銭支払いの約束をするため、学校区のテクノロジーリソースおよび機器を使用することを禁じられている。生徒はコンピュータやネットワーク部品が、恒久的はもちろん一時的にでも動作しなくなるような細工をしてはならない。

A. インターネット (Web) および電子メールの不適切・無許可の使用 生徒は破壊的内容やわいせつ・ポルノ的内容、冒犯的や下劣な内容、ハラスメント的・脅迫的内容、その他法律で禁止されているコンテンツにアクセスしたりそれらを閲覧したり送受信してはならない。生徒は身体的な危害を加えたり所有物を破壊することを直接・間接に脅すメッセージを送信してはならない。生徒はコンピュータ環境やそのリソースに害を及ぼす可能性のあるコンピュータファイルやプログラム (例：ウイルスを含むプログラム) を故意に送受信して

はならない。生徒はインターネットを通じて個人情報を提供したり、「チャット」や「インスタントメッセージ」などのインターネット上の電子通信に参加したりしてはならない。電子メールを使用できるのは学校関係者および選択したクラスのプロジェクトのためのみとする。生徒は学校区のコンピューターリソースまたは機器を使用しインターネットを介してさまざまな無料電子メール・アカウントにアクセスしたり、「ハッキング」等の違法行為に関与してはならない。

B. ソフトウェアの不適切ないし違法な使用 生徒は発行者の許可を得ずにソフトウェアをコピーしてはならない。著作権のあるソフトウェアを学校区のコンピューターで使用するために違法にインストールすることは禁止されている。生徒は学校区のテクノロジーを使用して、自分が所有権を持たないソフトウェア、印刷物、その他の資料の違法コピーを入手してはならない。

C. パスワードの不適切な使用 生徒は別のパスワードへのアクセスを試みたり、他者に属するパスワードを使用してはならない。生徒はパスワードのプライバシーを守るものとし、パスワードを公表したり話題にしたりすることを禁じる。

D. ファイルへの無許可のアクセス コンピュータファイルは個人の所有物とみなされる。生徒は、自分が所有していないプログラムやファイルを「ハッキング」したりその他の方法で変更したりしてはならない。生徒は許可なく他者のアカウント、データファイルないしパスワードにアクセスや変更をしてはならない。

窃盗 正規の所有者からその所有物を奪う目的で学校区または他者に属する物品を盗んだり不法に取ったりすること

暴力の威嚇 他者に危害を加えると脅すような言動

タバコないし喫煙用具の所持・使用 学校の敷地内や隣接する場所、または学校の催す活動において、電子タバコやパーソナルヴェポライザーを含むすべての形態のタバコや喫煙用具を所持または使用すること

不法侵入 正しい権限を持たずに学校の敷地や施設に入ること。停学や除籍期間中に学校に入ることも含む

無断欠席 学校・授業・課題提出等に 7 日ないし 7 回以上継続して理由も説明もなく過度に遅れること、または不在であること

器物損壊 学校や学校関係者等の他者が所有する物品や資料を故意に破壊したり、損傷したり、落書きしたりすること

武器

A. 危険な武器 危険な武器とは、火器、各種短剣、刃渡り 3 インチ以上のナイフ、飛び出しナイフ、鉄の棒、メリケンサックなどのこと

- B. 火器 スタート合図用ピストルを含め、火薬の作用により弾丸を発射する武器またはそのように設計された武器、あるいは容易に改造できる武器
- C. その他の武器 傷害・身体的苦痛・身体的危害を加えることを主な目的とした物体ないし道具（模造品・複製品・類似品を含む）。加えて「その他の武器」という用語には、それ自体は上記に定義されたような武器ではなくとも、生徒がそれを他人に障害または危害を加える意図で所有ないし使用する物体や道具も含まれる。メイスやペッパーの催涙スプレーのような薬品や有毒物質はこれに属する。